

中央教育審議会教育振興基本計画部会の設置について（案）

平成 年 月 日
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成12年政令第280号）第6条及び中央教育審議会運営規則（平成 年 月 日中央教育審議会決定）第4条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の部会を設置する。

なお、この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○教育振興基本計画部会

（所掌事務）

教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）の円滑な実施に必要な意見を述べること。